

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

通信取引 7 日の解除権行使における 例外適用準則に関して

2015 年 6 月 17 日に改正公布された消費者保護法（以下「本法」又は「消保法」）では、用語及び定義の修正が行われ、「郵購売買（通信売買）」が「通訊交易（通信取引）」に改められた¹²ほか、消費者と企業の経営者間の権益のバランスを保つために、第 19 条第 2 項に、通信取引の解除権に合理的な例外事情を定めるよう行政院に授権する規定を設けた。故に通信取引において、解除権の行使に合理的な例外事情を有する場合（つまり、特殊な性質の商品又はサービスに属する場合）、かつ企業の経営者が契約締結時に、消保法第 19 条に定める 7 日の解除権の期限適用を除外する旨を、書面により消費者³に告知した場合において、消費者は、当該 7 日の解除権⁴を適用することはできないということである。

行政院は、消保法第 19 条第 2 項に定める授権に基づき、「通訊交易解除権合理例外情事適用準則（通信取引解除権の合理的な例外事情適用準則）」（以下「本適用準則」）を制定發布し、本適用準則は、消保法第 2 条第 10 款及び第 11 款、第 18 款から第 19-2 条の規定と共に、均しく 2016 年 1 月 1 日より施行されている。本適用準則の詳細は、以下に記す内容及び説明を参考とされたい。

¹ 消保法改正前の条文第 2 条第 10 款に規定する契約締結の状態とは「消費者が商品を見ることなく、企業の経営者で行う売買」であったが、改正後は「消費者が商品又は役務を見ることのない状態で、企業の経営者と締結した契約」となった。即ちサービス契約が通信取引の取引形態に含まれることを意味する。

² 消保法第 2 条第 10 款：「本法に於ける用語の定義は、以下の通りとする；10.通信取引：企業の経営者がラジオ・テレビ・電話・ファクシミリ・カタログ・新聞・雑誌・インターネット・チラシ又はその他類似の方法を用い、消費者が商品又は役務を見ることのない状態で企業の経営者と締結する契約をいう」

³ 消保法第 18 条第 1 項第 4 款：「企業の経営者は、通信取引又は訪問取引の方式で契約を締結するとき、下記の情報を明白で容易に理解できるような文句で書面に記載し、消費者に提供しなければならない。；4.商品又は役務は、第 19 条第 2 項の規定に基づき、第 19 条第 1 項の解除権の適用を除外する。」

⁴ 消保法第 19 条第 1 項及び第 2 項：「通信取引又は訪問取引の消費者は、商品の受領又は役務の提供を受けてから 7 日以内に、返品又は書面通知の方式で契約を解除することができ、その理由を説明する必要はなく、いかなる費用若しくは対価を負担する必要もない。但し、通信取引に合理的な例外事情を有する場合、この限りでない。」（第 1 項）、「前項但書でいう合理的な例外事情は、行政院で定める。」（第 2 項）

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

条番号	条文内容	説明
第 1 条	本準則は、消費者保護法（以下「本法」）第 19 条第 2 項の規定により定める。	本準則制定の根拠となる規定を示している。
第 2 条	<p>本法第 19 条第 1 項但書における合理的な例外事情とは、通信取引の商品又はサービスが下記のいずれかに該当するほか、企業の経営者が消費者に、本法第 19 条第 1 項の解除権適用の除外を告知している場合をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 腐敗しやすい、保存期間が比較的短い又は解約時に期限が過ぎている場合 2. 消費者の要求による特注給付である場合 3. 新聞・定期刊行物又は雑誌である場合 4. 消費者が開封した AV 商品又は PC ソフトである場合 5. 有形媒体による提供ではないデジタルコンテンツである場合又は消費者の事前の同意により提供を開始し、提供後即時完 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消費者 本法第 19 条第 1 項の本文に「通信取引の消費者は、商品の受領又は役務の提供を受けた後 7 日以内に、返品又は書面通知により契約を解除することができ、理由の説明をする必要はなく、いかなる費用又は対価を負担する必要もない。」と規定されているが、本条に規定する特殊な性質の商品又はサービスについては、本法第 19 条第 1 項本文の規定は適用しない。但し、消費者が民法又はその他法規の規定により主張することのできる権利は、影響を受けない。（例えば、民法第 354 条以下の規定により企業の経営者に物の瑕疵担保責任を主張する権利など） 2. 企業の経営者 企業の経営者は、本法第 18 条第 1 項第 4 款の規定に基づき、商品又はサービスについて本法第 19 条第 1 項の解除権の適用を除外する場合、消費者に告知する義務を有する。そのため、本条の序文に、告知義務のある合理的な例外事情の要件を掲げている。企業の経営者が告知義務を履行しない場合、消費者は、本法第 19 条第 1 項の解除権の適用を主張することができる。 3. 第 1 款 「腐敗しやすい（弁当惣菜・野菜果物な

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

条番号	条文内容	説明
	<p>了するオンラインサービスである場合</p> <p>6. 開封された個人の衛生用品である場合</p> <p>7. 国際航空輸送サービスである場合</p>	<p>ど)、保存期限が比較的短い又は解約時に期限が過ぎている場合（ケーキ・牛乳など）」について、これらの商品は、元々変質しやすく腐りやすいため保存期限が7日を下回ることが多く、また7日以上としても解約時には既に賞味期限が過ぎており、返品後に再度販売するには不向きである。</p> <p>4. 第2款 「消費者の要求による特注給付」とは、消費者により供された写真をプリントした商品・消費者の指示に基づき彫った印鑑又は消費者の注文により縫製した衣服などをいう。消費者が現有の色や規格を指定又は選択する場合は、本款でいう特注給付には当たらない。</p> <p>5. 第3款 「新聞・定期刊行物又は雑誌」について、このような出版物は、有効期間があり、期間を過ぎての販売は容易ではない。</p> <p>6. 第4款 「消費者が開封した AV 商品又は PC ソフト」について、有形の媒体として供された AV 商品又は PC ソフトは、開封された後、複製可能な状態に置かれているため、その性質上返品は容易ではない。</p> <p>7. 第5款 「有形媒体による提供ではないデジタルコンテンツである場合（電子書籍など）又は提供後即時完了するオンラインサービスである場合（オンラインでのウィルス駆除・振替又は為替など）」について、この種の契約は、消費者に事前の同意を求め提</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

条番号	条文内容	説明
		<p>供を開始するもので、ダウンロード完成又はサービス提供と同時に即時履行完了という性質上、返品は容易ではなく、合理的な例外事情として規定されている。</p> <p>8. 第6款 「開封された個人の衛生用品」は、衛生上の配慮から密封された商品（肌着・髭剃りなど）であるため、開封されて検査や試着（使用）された商品を再度販売する場合、衛生上影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>9. 第7款 「国際航空輸送サービス」は、グローバルな産業であり、航空聯合・コードシェアなどの国際的な航空業界間の提携関係にまで及んでいる。また、国際航空輸送サービスの運賃及び使用制限については、「民用航空法」第55条及び「航空客貨運価管理弁法」の関連規定により、主務機関に届出て審査に備えなければならない。かつ航空券の使用制限について、旅客に十分に告知しなければならない。そのため、国際航空輸送サービスを合理的な例外として扱い、主務機関による審査などの関連規定を適用するものとしている。</p>
第3条	<p>中央主務機関が本法第17条第1項により、その定型化契約（約款）に記載すべき事項又は記載してはならない事項を公告する場合、通信取引に関しては、解除契約</p>	<p>文芸展覧チケット・文芸公演チケット・オンラインゲーム・旅客自動車運送事業の旅客運送・国内線航空旅客運送・国内（外）旅行・観光旅館業及び旅館業並びに民宿に於ける個別宿泊客の個人宿泊予約などの契約について、主務機関は、定型化契約（約款）に記載すべき事項又は記載してはならない事項の公</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

条番号	条文内容	説明
	に関する当該事項の規定を適用する。	告を行っており、そのうち解除契約の権利と義務に係わる規定は、施行から既に何年も経過しているが、本法第 19 条第 1 項但書の合理的な例外事情とみなし、本条が規定されている。
第 4 条	本準則は、2016 年 1 月 1 日より施行する。	本準則の施行期日を明定している。



本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を
 提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮
 される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。